

無資格でのタクシー事業運営を合法化させる「ライドシェア」の導入に反対し、安全・安心な地域公共交通施策推進を求める意見書

中央政府は「ライドシェア」の本格導入に向けた検討を規制改革推進会議等において行っています。

検討されている「ライドシェア」には、いくつかの形態があり、一般のドライバーが利用客から運送対価を徴収して自家用車で送迎をする、いわゆる道路運送法で禁止されている「白タク」行為を合法化する内容のものもあります。

しかし、「白タク」行為の合法化には多くの問題点があります。例えば、ドライバーによって運送料金の変動し、安定したサービスの提供が困難になること。暴行事件等のトラブルの解決に第三者が介入しづらいこと。ドライバーのほかに運営事業者がいる場合、事故発生時の責任の所在が不明確であること等が挙げられます。さらに、世界では「白タク」運営事業者とドライバーとの雇用関係の有無に関わる訴訟問題も発生しています。

このような問題点のある「白タク」行為が合法化された場合、既存の地域公共交通体系を脅かし、地域社会に様々な弊害をもたらすことは有識者等からも指摘されています。

現状の地域公共交通は、介護や通院、買い物等の移動手段として活用している多くの市民や、高齢者や障がい者にとって日常生活に欠かせない手段として定着しており、市民にとっては安全・安心かつ快適で便利な交通手段として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っています。

以上のことから、国及び政府関係機関においては、「ライドシェア」の内、無資格でのタクシー事業運営を合法化させるものの導入は行わず、タクシーを始めとした既存の地域公共交通機関が市民にとってより一層安全・安心なサービスを提供できるよう地域公共交通施策の推進を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成30年 3月23日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（規制改革担当）